

核兵器への国際的規制をめぐる近年の動向

高 原 孝 生

1 冷戦期の核軍縮

この数年、核問題は急激な展開を見せています。ここでは、核兵器への国際的規制をめぐる動きを戦後の推移から簡単に振り返り、近年すなわち冷戦後とよばれる時期のできごとを整理します。

そもそも冷戦期の核兵器をめぐる状況はどのようなものだったのでしょうか。冷戦期と一言でいっても、様々な段階があるのですが、核兵器に関しては基本的に4つの問題が存在していました。第一に、主に米ソ間の核軍拡競争によって、巨大な破壊力が蓄積され、やがて全人類を繰り返し殺戮できるほどのレベルに達したこと。第二に、それらの核兵器が臨戦態勢のもとで使用寸前の状態におかれていること。第三に、核兵器システムの維持管理において環境や人権への配慮が二の次、三の次になる傾向があったこと。そして第四に、核兵器が少数の大國の、しかもそれぞれの国内の極少数のエリートの手に委ねられていたということです。このうちとりわけ第一と第二は、特に核兵器に特徴的なことだと言えます。こうして冷戦期には、偶発核戦争による破局到来の危険よりも、冷戦の相手方に対して劣位に立つことのリスクの方を重く見る、という前提のもとに核戦力が展開されており、われわれがきわめて危険な状況に置かれていたことは確かです。

こうした状況の下では権力政治の手段としての軍事力の比重が大きく、自らの手を縛るような「軍縮」は、およそ非現実的だとされていました。むろん、相手方の軍備を相対的に弱めるという結果がもたらされるのなら、軍縮推進も十分権力政治の手段たりえます。したがって、対立状況

の下での軍縮提案は常に、一方的に提案者を有利にするような仕掛けを秘めたものではないかといいう疑念を持って受け取られます。このことは国際政治の場での軍縮という問題に必ずつきまとうことですが、冷戦期にはそうした疑念がお互いにきわめて強かったです。さらに現代の外交交渉は外交エリートの独占物ではあり得ず、各国内の世論が利害関係者としてもメッセージに反応する主体としても意味を持ちますから、軍縮提案が理想主義的な言辞をともなって公になされる際には、そこに相手方が飲めないような要素を意図的に含めて、相手方の拒否を誘い、世論の非難を喚起する、というプロパガンダ効果のみをねらったようなものもありました。こうして冷戦期における軍縮は、権力政治の舞台での一つの闘争手段としての性格が強く、まさにそうであるからこそ冷戦期に軍縮交渉は続けられたとも言え、軍縮提案は一般にシニカルに受け止められがちでした。

しかし、ここで注意すべきなのは、そもそも、核軍縮提案にプロパガンダとしての意味が見いだされるのは、核戦争の危険が認識されているからに他ならないということです。対立する立場を越えて共通の危険を減少させる、という、権力政治から自由な発想にもとづく軍縮の主張も、冷戦期に存在しなかったわけではありません。また、現実に戦火をまじえないながらもほとんど戦争状態、というほどに東西対立の激しかった頃には、細々ながら存在した軍備に関する交渉の場は、双方にとって重要なコミュニケーション経路でもありました。こうして、冷戦期には、核兵器の存在を背景として未曾有の軍拡競争が進む一方で、並行して軍縮という問題領域が存在し続けたのです。

よく知られるように、核兵器の登場の前に起草された国連憲章は、ファシズム諸国を屈服させるには軍事力が必要だったという経験もあって、軍縮ということに必ずしも重きを置いていませんでした。しかし、戦争末期、サンフランシスコでの国連憲章の採択の後、突如として姿を現した原爆は、あらためて人々の関心を、科学時代における軍備抑制の必要へと向かわせました。国連の第一回総会は1946年1月にロンドンで開かれたのですが、そこで最初の決議は、原爆を規制するための国連原子力委員会の設置に他ありませんでした。

こうして核兵器の登場により、人類が未曾有の破壊力を手にしたという自覚は戦後早くから持たれ、国際的にこれを管理する必要があるという認識も次第にひろがりました。様々な理由から国連原子力委員会での交渉は頓挫してしまいますが、格段に破壊力の大きな水爆が後に開発されるに及んで、核実験による汚染や核戦争による文明の破滅をおそれる反核運動も姿を現しました。

核兵器を生み出したのは科学でしたが、それだけに反核運動に科学者の果たした役割には大きいものがあります。1955年のラッセル=AINシュタイン宣言は、狭い愛国心にとらわれないで人類の一員としての自覚を持つよう、世界中の人々に訴えました。翌々年から科学者によるパグウォッシュ会議も開かれ、特に東西の科学者の間の意志疎通の場として、以来、役割を果たすようになりました。

民衆の間でも、すでに1950年には核兵器の禁止を求めるストックホルムアピールに多数の署名が集まり、また1954年のビキニ水爆実験に伴う第五福竜丸の被爆事件を契機に、死の灰など核実験の環境に対する影響を懸念する声も世界各地で高まりました。この事件をきっかけとして日本でも、組織的な原水禁運動が始まり、ヒロシマ、ナガサキの被爆の実情を世界に訴え、核戦争の準備に反対する動きに力を添えました。

しかし、核兵器が強力な兵器であるだけに、権力政治の場ではこれをむしろ拡充しようとする意志も働くことになり、上述のように、ことに冷戦

状況の下では、核軍縮のための国際合意は容易ではありませんでした。

朝鮮戦争後の「雪解け」を機に米ソの間では、まず原子力の平和利用を通じた協力が模索され、1956年IAEA（国際原子力機関）が発足し、また国連を舞台に軍縮のための交渉の場も設置されたのですが、兵器の分野での合意はなかなか得られませんでした。

1962年10月にキューバ危機が起り、米ソは核戦争の瀬戸際から引き返すという経験を経て、軍備管理の時代に入ります。すなわち、米ソは軍拡を続けながらも核兵器をめぐって交渉することは継続し、1963年には部分的核実験停止条約、1968年には核不拡散条約（ないし核拡散防止条約NPT）を結び、70年代の緊張緩和（デタント）期にはSALT（戦略兵器制限交渉）を実らせました。

こうした軍備管理条約は、必ずしも現存の核戦力を削減するものではなく、核軍拡は兵器の質の競争に転化してやむところを知らず、「過剰殺戮」と呼ばれる状態に達した後も破壊力は維持されづけました。さらに80年代には「新冷戦」と呼ばれたような米ソ間の緊張の高まりも見られ、ヨーロッパへの中距離核戦力の配備による一触即発の不安定さから、限定核戦争の危機がさやかれたのでした。これに対して、「ユーロシマ」の到来どころか核戦争によって大々的な気象変動がもたらされ「核の冬」が地球を覆うであろう、という指摘が科学者からなされたこともあります、ヨーロッパを中心に反核運動が空前の勢いを見せました。

2 冷戦の終結

国家間の外交交渉のレベルで大きな転機が訪れたのは、1980年代の後半です。国際学部が発足した1986年4月には、ソ連でチェルノブイリ原発事故が起こり、世界に衝撃を与えましたが、翌1987年12月、懸案だった欧州の中距離核戦力(INF)をめぐる交渉が、画期的な軍縮条約に結実しました。このときのINF条約は、いわゆる「中距離核兵器」と呼ばれるタイプの核兵器を対

象とするもので、米国がヨーロッパに配備した巡航ミサイルやパーシングⅡ、またソ連のSS20などのミサイルとその支援施設が、これによって廃棄されることになりました。既に配備されている兵器を廃棄するという本来の「軍縮」を内容とするような軍縮協定が、核兵器について結ばれたのは、これが初めてのことでした。そのことに加え画期的だったのは、条約履行の検証手段として、相手国の査察員による現地査察を認めあったことです。80年代の初めに反核の嵐をまきおこすきっかけとなった中距離核戦力が撤去されると、特にヨーロッパでは大いに緊張緩和の気運が盛り上りました。

この背景として大きいのは、冷戦の一方の当事者であったソ連の対外政策が、当時、基本的な転換を見せたことです。ソ連は、1985年に書記長の座についたゴルバチョフの下で、「ペレストロイカ」と呼ばれた一連の改革を推進し、かつての秘密に包まれた権威主義的な政治体制を根本的に転換することに乗り出しました。これによって、以前に思想上の理由から迫害を受けていた人々が晴れて政治の表舞台に登場するようになり、自国にとってあまり名誉でない歴史上の事実を政府が認めたり、隠されていた過去の核事故などについても事実を公開したりするようになりました。

ソ連は同時に对外的には、核戦争や環境破壊による全人類的危機を重視するという「新思考」外交を掲げて、戦後の東西対立の枠組みから積極的に離脱する姿勢をみせ、後の東欧の政治変動に際しても西側諸国との協調を重んじるという方針を堅持したのみならず、アジアにおいてもアフガニスタンからの撤兵、中ソ和解の促進、韓国との関係改善、と緊張緩和へのイニシアチブを発揮してきました。

他方で1980年代の米国政府は大軍拡を進め、その是非を巡って論議を呼びましたが、その中で米国社会では、核戦争の危険性に対する認識が次第に広がっていました。こうした世論の動向も背景として米国政府は、上述のようなソ連の変貌を、単に戦術的なものではなく、体制の性格を基

本的に変えるような本質的な変化と捉え、慎重ながらこれを基本的に支持する姿勢で迎えました。ブッシュ米国大統領は、1989年5月、第二次世界大戦後の対ソ外交に貫してきた「封じ込め政策」の終了を明言し、国内の経済問題をかかえる米国はその後、国防費の大幅削減に向かって歩み始めました。同じ1989年、東欧で相次いで共産党政権が倒れベルリンの壁が崩壊し、12月にはマルタで米ソ首脳会談が行われ、冷戦の終結がうたわれたのでした。

3 核軍縮の進行

軍縮は、このような大国間の相互不信の低下によって、急速に現実性を帯びるようになりました。ことに核兵器に関しては INF条約後も大幅な進展があり、1991年7月には戦略兵器削減条約(START I)が米ソ間に結ばされました。これにより、相手国本土に核攻撃を行うための運搬手段(大陸間弾道ミサイル、潜水艦発射弾道ミサイル、重爆撃機)の数と、核弾頭数との実質的な削減が定められ、現地査察も詳しく規定されました。さらに同年12月のソ連の解体後も、START Iの発効を待たずに START IIが米ロ両国によって1993年1月に署名され、2003年までに果たされるべき一層の核弾頭の削減が合意されています。また START IIでは、複数核弾頭(MIRV)付きの大陸間弾道弾を全廃することも定められました。START Iは1994年に発効し、START IIはロシア国会の批准が遅れていますが(1997年1月現在)、そこで規定されたことの履行に向け戦略核の削減・解体が現実に進められています。

他方、戦術核兵器については、1991年9月と10月に米ソそれぞれが国外の基地に配備していたものを撤去・解体することを、一方的な政策として表明し、実行に移しました。海上配備の戦術核についても同様に撤収が実行されたため、わが国にとって非核三原則との関連で問題になってきた米軍艦船の核兵器持ち込みは、その限りで疑惑が減少しています。戦略核も戦術核も、米ソ本国で解体が進行中で、1996年の米国とロシアを合

わせた核兵器保有量は約 18,000 発と推定され、1991 年の約 60,000 発から大幅に減少しました。

なお、1991 年 12 月のソ連の解体に際しては、核兵器の行方が懸念され、領土内に核兵器の配備されたウクライナ、ベラルーシ、カザフスタンが新たに核保有国となる可能性も生じましたが、同月中にまずすべての戦術核をロシア領内へ撤収することが合意され、さらに翌 1992 年の 5 月、この 3ヶ国にロシアと米国を加えた 5ヶ国によって、今後 3ヶ国が非核兵器国として核不拡散条約に加入すること等を内容とする国際合意（リスボン議定書）がつくられ、旧ソ連の核兵器はロシア一国に集中して引き継がれることになりました。

こうして今日、かつて大きな脅威としてわれわれの頭上を覆っていた、人類を一挙に破滅に導くような全面核戦争の危険は、冷戦の終結とともにある程度後退したと言えます。しかし、依然として核保有国は巨大な破壊力を保持しており、その使用の可能性を放棄したわけではありません。START II が完全履行されたとしても、2003 年に米ロ両国の戦略核兵器の弾頭数は 3000 から 3500 発ずつも残ることになります。現在、米ロ両国の友好関係の象徴的行為として、相互の攻撃目標から照準をはずすという措置がとられていますが、これは短時間で元に戻すことができるといわれています。さらに進んで、弾頭を切り離していく等の措置がとられなければ、偶発核戦争の危険は残り続けます。

他方、それぞれ数百発の核兵器を有する英仏中は（それぞれ、約 260, 450, 300）、現在のところ大幅な核軍縮計画を持っていません。また他にもいくつかの国が核兵器の取得をめざしていると懸念されており、既に保有していると目されている国もあります。その意味ではヒロシマ・ナガサキの再来の危険は去ったわけではなく、さらに核兵器の保管には常に放射能による環境汚染や盗難の懸念がつきまとっています。

4 核不拡散条約体制

核兵器保有国をこれ以上増やさない、という観

点が前面に打ち出された国際的な取り決めとして、1968 年 7 月に採択された核不拡散条約（NPT）があり、上述の START のような核保有国同士の取り決めとは違って、非核国をも当事者としています。核を軸とした国際政治体制の枠組みを規定したという意味では、二国間の軍縮条約よりも制度形成的な意義が大きいと言え、核戦争の危険が上述のような意味で後退するに伴い、あらためて注目されています。

NPT は、1967 年より前に核爆発を行った国（米、ソ、英、仏、中）に限って核兵器の保有を認め、その一方で他の非核国に対しては、国際原子力機関（IAEA）の査察を受け入れることを含めた保障措置協定を結ぶことを義務づけるという、一種の不平等条約ですが、非核国がこれを容認するにあたっては、原子力の「平和利用」について非核国も技術提供を受けられること、核保有国が責任ある態度で核兵器の管理を行い核軍縮へと向かうこと等が、前提となっていました。しかし、1970 年に条約が発効して後、そうした前提は必ずしも満たされず、条約に定められた 5 年ごとの再検討会議はいずれも、保有国と非核国の対立の舞台となってきたのでした。

さらに NPT には「条約が無期限に効力を有するか追加の一定期間延長されるかを決定する」ため、発効 25 年後に会議を開催することが定められています。この規定に従い 1995 年 4 月から 5 月にかけ、ニューヨークで NPT の再検討・延長会議が開かれましたが、これに先立って 1990 年代には、NPT 体制に関わるいくつかの動きが見られました。

まず、従来 NPT に加入していた公認核保有国は米英ソの 3 国にとどまっており、フランスと中国は、NPT を米ソの共同支配の道具だとして、不参加の態度をとってきたのですが、この両国ともが 1992 年に相次いで加入したのは、NPT にとって画期的なことでした。また 1991 年には南アフリカが NPT に加入し、かつて 6 個の核兵器を保有していたが、すべて廃棄した旨を、その後 1993 年に公表しました。さらにブラジルとアルゼンチンは核開発計画を持っていると目されてい

ましたが、両国ともこれを放棄し、国際原子力機関（IAEA）の全面的保障措置を受諾、さらにラテンアメリカ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）への完全参加を、1994年までに達成しました。こうして核技術を持つ国でNPTに関わりを持たないのはイスラエル、インドおよびパキスタンに限られることになりました。

他方、1991年には、イラクが核開発秘密計画をっていたことが明らかになりました。この事実は湾岸戦争後に国連イラク特別委員会（UNSCOM）が実施した査察によって判明し、イラクが早くからNPTに加入しIAEAの保障措置を受け入れていた国であっただけに、大きな波紋を起こしました。これを受けたIAEAは、違反の疑いがある場合には当該国の意向を越えて特別査察を行う権限がIAEAにあるということを、1992年の理事会であらためて確認しました。北朝鮮が1993年に核不拡散条約の脱退をいったん声明したのは、一つにはこの特別査察が適用されそうになったことによります。こうした事件も、国際世論の関心を、核軍縮から核拡散防止へと向かわせる効果を持ちました。

5 NPT再検討・延長会議

このような展開および上述のような核軍縮の進行を受けて開催されたニューヨークの再検討・延長会議では、西側諸国を中心に、条約の無期限延長の決定が推進されました。特に米国は、冷戦後の国防政策の見直しにおいて、大量破壊兵器の拡散防止に最重点をおくようになっており、強い働きかけを諸国に行なったと伝えられています。これに対し、核保有国に核軍縮の圧力をかけるためには条約延長を有期限とする方が望ましいと考える立場が、非同盟諸国を中心に、かねてより存在しましたが、強力な対案を提示するまでに至らず、会議では条約の無期限延長が決定され、NPT体制は新しい段階に入りました。

このときの決定は、一部から「無条件無期限延長」と形容されがちなのですが、毎回の再検討会議で繰り広げられてきた核保有国と非核国との対

立を調整した結果、次の二つの文書と一緒に採択することで無期限延長は合意されたのですから、法的にはさておき現実問題としては、条件つきと理解すべきものです。

無期限延長の決定と同時に採択された二つの文書とは「条約の再検討プロセスの強化」に関するものと「核不拡散と核軍縮の原則と目標」に関するものです。まず前者によって、5年ごとの再検討会議の前の3年間、すなわち次回2000年の再検討会議に向けては1997年から毎年、「準備委員会」を開催することが定められました。この委員会では、単に条約の履行状況をチェックするだけでなく、後者の文書に列挙された具体的な軍縮・拡散防止措置の進行状況が、検討されることになります。

このように核保有国に軍縮圧力をかけうる場をほぼ毎年確保することで、条約無期限延長への非核国からの同意も可能となつたのです。しかし、むろん核保有国と非核国の対立はこれで止揚されたわけではなく、条約の無期限延長という重要な決定はなされたものの、5年前の前回、および15年前の第1回再検討会議におけると同様、1995年の再検討・延長会議も、最終宣言の採択には失敗しています。

今後の問題は、後者の「核不拡散と核軍縮の原則と目標」と題された文書（以下では「原則と目標」文書と呼びます）に列挙されている軍縮・拡散防止措置を、核兵器保有国と非核国がどこまで協力して推進できるかです。この「原則と目標」文書では、まず条約の普遍性すなわち未加入の国をなくすべきこと、およびあらゆる努力を払って核拡散を防ぐことの重要性が述べられます。続く「核軍縮」という項では、誠実に核軍縮交渉を行うというNPT第6条に規定された核保有国の義務が強調され、さらに、ジュネーブ軍縮会議（CD）において1996年に包括的核実験禁止条約（CTBT）交渉を妥結すること、この条約の発効まで核保有国は核実験を最大限に抑制すること、兵器用核分裂性物質の生産禁止（カットオフ）条約交渉の即時開始と早期締結、核廃絶を究極的目標として全地球的に核軍縮を追求すること、等の重要性が記

されました。これに続いて別項で非核地帯の新規設置が奨励され、さらに非核国の安全の保障、保障措置、原子力の平和利用、といった項目が並べられています。以下、その後展開のみられたCTBTと非核地帯について述べることにします。

6 CTBT

核実験の禁止は、特に1954年の第五福竜丸事件以来、反核の立場から一貫して主張されてきた悲願とも言えるものです。これが国際条約として実現したという意味で、1996年は画期となりました。CTBTの交渉は、冷戦後のソ連＝ロシアおよび米国、さらに実質的には英國も含めた核実験のモラトリアムを背景として、既に1994年1月からジュネーブのCDで開始されていましたが、上述のように、1995年5月、NPTの再検討・延長会議で採択された「原則と目標」文書の中で1996年中の妥結という期限が明記されることによって、この交渉が促進させられることになりました。

1995年8月には、それまで小規模の実験を禁止から除外することを求めていた米国が、あらゆる核爆発を禁止する「ゼロ・イールド」へと立場を転じ、合意の見通しを開きました。また交渉継続中に繰り返されたフランス、中国の核実験に対する国際的非難も圧力となって、1996年7月、議論のあった「平和目的」のものをも含め、およそ核爆発を全面禁止するという条約案がまとまりかけました。

ところが、条約の中に「時間枠を定めた核軍縮」が盛り込まれないことを不満とするインドの反対により、全会一致を旨とするCDではこの条約案がいったん不採択となります。これに対しオーストラリアがイニシアチブを發揮して、同じ条約案を同年秋の国連総会の議題とするという方策がとられ、9月10日、158ヶ国という圧倒的多数の諸国の支持を得てCTBTは採択されました。このときの反対票は、インド、ブータン、リビアの投じた3票のみでした。(棄権5票を投じたのはキューバ、レバノン、モーリシャス、シリア、タン

ザニア。他に19ヶ国が欠席などの理由で投票不参加という結果でした。)

CTBTの問題点としてあげられるのは、核爆発を伴わない「核実験」は許容されると解釈されることです。このため、コンピューターシミュレーションや爆発寸前で実験をとどめるなどの技術を持つ米国にとってCTBTはむしろ有利だ、ということも言えます。さらに米国は自身の定義する「核爆発」にTNTに換算して2キロ以下のエネルギーを放出する核反応を含めていないという批判もあります。中国が最後まで禁止からの除外を主張していた「平和目的核爆発」については妥協の末、条約発効10年後の再検討会議において改めて検討の対象とすることにされたため、その結果によっては禁止を解く可能性を理論的には残してしまっているという問題も指摘されています。

また発効のために44ヶ国の批准が要件とされていますが、その中に反対を強く表明しているインドも含まれているため、発効自体を危ぶむ声もあります。もしも3年後の1999年9月に未発効の場合は、以後、毎年、批准促進のための会議が開かれることになっていますが、これもインドは不当な圧力を受け取り、反発しています。

こうした問題にもかかわらず、空中、地上、地下を問わずあらゆる核爆発を禁止するCTBTの採択は、地球環境の保護という観点や、核兵器開発を抑制することによる核軍縮・核拡散防止の効果という点で、大きな前進です。仮に長期にわたって未発効になるにしても、世論がこれを忘却しない限り、諸国に対しては条約を遵守するよう、政治的拘束力が働きます。また見過ごさるべきでないのは、CTBTの採択が、NPT再検討・延長会議で決定したことを国際社会がきちんと履行したという意味を持っているということです。その点でCTBTは、核軍縮に関する国際規範が、それなりの拘束力を持って諸国の政策選択の幅を規定するようになってゆくことを促進する上でも、有意義な進展であったと見ることができます。

しかし、上述のような抜け穴を重くみる立場か

らは、インドの強く主張するように、CTBTは公認核保有国5ヶ国による支配体制を固定化するための道具であるということも、あながち的外れとは言えません。このことは、そもそもNPT自身に対する基本的な見方の違いにかかわってきます。その点からも、NPTが規定し、そしてNPTの無期限延長の条件ともされた、今後の核保有国の核軍縮努力に注目する必要があります。

7 非核地帯とICJの勧告的意見

「原則と目標」文書で示された措置をめぐるもう一つの進展として、そこで設置が奨励された非核地帯が、東南アジアとアフリカに新たに実現したということがあげられます。いずれも從来から地域国により設置が追求されていたもので、1995年12月、ASEAN7ヶ国とラオス、カンボジア、ミャンマーが東南アジア非核地帯条約に署名し、また1996年4月にはアフリカ非核地帯条約(ペリンダバ条約)が署名されました。これにより、南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約)、ラテンアメリカにおける核兵器の禁止に関する条約(トラテロルコ条約)および南極条約によってカバーされる地域を含めて、南半球はほぼ全域が非核地帯となりました。

また1996年3月には、その1月にフランスが南太平洋で「最後の」核実験をすませたことを背景に、ラロトンガ条約の付属議定書に未署名のままだった米英仏の三核兵器国がそろってこれに署名する(中国とソ連=ロシアは1986年に署名済み)という進展もありました。

非核地帯は、それが核大国の対峙から距離を置く、という政治的な意味を帯びると受け取られていた冷戦期には、ことに米国からの反発が強かったのですが、今日では非核地帯設置の持つNPT体制の強化という側面の比重が大きくなり、海域の自由航行権等の問題がありつつも、核保有国に受け入れられやすくなっていると言えるでしょう。また、非核地帯条約の付属議定書では、地域国への核兵器使用や威嚇を行わないことを核保有国が約しますが、このことは非核国への「消極

的安全保障」という用語で、「原則と目標」文書においても、促進することがうたわれています。

核兵器の使用や威嚇の禁止という点から注目されたのが、核兵器の違法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見でした。これはNGOの積極的な働きかけもあって1993年5月に世界保健機関(WHO)が、また1994年12月には国連総会が、ICJに対してそれぞれ求めていたものです。勧告的意見とは、国連安理会や総会、さらにその他の国連機関の求めに応じてICJが示す法的問題についての一般的判断で、国際紛争の裁判とともにICJのなすべきこととして、国連憲章に規定されているものです。

ICJはWHOの求めの方は、問題がWHOの国際機関としての活動範囲を逸脱しているとして退けましたが、WHOから提供された核兵器の人体への影響に関する資料は証拠として採用し、また、この件に関する国家ないし国際機関以外的一般市民からの資料も、法的証拠としては認めなかつたものの、ICJとして初めて受領しました。そして直接には国連総会の求めに応ずるかたちでICJは、各国代表の意見陳述に加え、広島・長崎の市長や核実験場となったマーシャル諸島の被曝者の証言などを経て、1996年7月8日に勧告的意見を言い渡しました。その結論は、國家の存続自体に関わるような極端な自衛のための状況においては判断できない、としながらも、一般に核兵器の使用ないしその威嚇は国際法に違反する、というものでした。そして最後に14名の判事全員の一一致した見解として、諸国には核軍縮を誠実に追求する義務がある、としています。(本来、判事は15名ですが、死去により1名の欠員があります。)

8 核廃絶に向けて

このICJの見解を受けて、核兵器禁止条約(NWC)につながる交渉を1997年中に開始することを要求する国連総会決議が、マレーシアなどのイニシアチブにより1996年12月10日に採択されました。1992年の化学兵器禁止条約(CWC)

のように核兵器を全面的に禁止する NWC については、1995 年にノーベル平和賞を受賞したパグウォッシュ会議も、1996 年 9 月、「核兵器廃絶のための条約」として、評議会声明の中で初めてこれを求めるようになりました。核兵器の全廃に向けては、NPT の再検討・延長会議を契機に「核廃絶 2000」などのゆるやかな、しかし有効な連携のネットワークが非政府グループの間で作られています。準政府レベルでは、オーストラリア政府が呼びかけて国際的専門家を集めたキャンベラ委員会が、核廃絶への段階の方策を示した提言を 1996 年 8 月に行いました。さらに同年 12 月には、米ロ英仏を含む 17ヶ国 58 名の退役軍人が、核廃絶以外に道はないと訴える声明を行い、注目を集めました。これには元米国戦略空軍司令官という、核兵器体系の要職にあった軍人も、指導的役割を果たしています。日本からも、二名の元自衛隊将官が声明に名を連ねました。

こうした動きに対して、核保有国の中では中国が、NWC を求める国連総会のマレーシア決議案に賛成するという独自の姿勢を示しています。(日本政府は棄権投票を行いました。) しかし他の保有国は核兵器の先制不使用を約することにさえ至っておらず、ここに核兵器の有用性をめぐる深刻な見解の対立が依然として存在します。米国は、湾岸戦争でイラクの化学兵器使用を抑止したのは核による報復攻撃の可能性だ、という解釈などを背景に、他の大量破壊兵器に対する核兵器使用という選択肢を今のところは放棄しておらず、ロシアもまた、冷戦期と立場が逆転し、NATO の拡大とその通常戦力に対抗するという観点から、先に核兵器を使うという余地を残すことを明確にしています。

このように核保有国には根強く「核抑止の論理」があり、その克服は、依然として課題となっているのです。しかし他方で、核保有国には NPT 体制のもとで核軍縮交渉の努力が義務づけられており、それが ICJ の勧告的意見によっても再確認され、ますますその義務をなおざりにできない状況になってきていることも事実です。そうした中で米英仏の西側核保有国は、核軍縮の進

め方として、期限付きの核廃絶プログラムに強く反対して段階的なアプローチを主張しており、次のステップとしては、まずカットオフ条約の成立をめざすという立場をとっています。

「原則と目標」文書でも早期にとるべき措置として言及されているカットオフ条約は、1993 年にクリントン大統領が国連総会演説で提案したもので、兵器用核分裂性物質の生産禁止を内容とします。この提案の背景には、既に米国が兵器用核分裂性物質の生産を実際に停止しているという現状があること、核兵器解体の進行に伴って弾頭の核分裂性物質が大量に出てくるため全体に明らかに供給過剰となること、といった事情もあるのですが、条約によって従来 IAEA の管理下になかった核保有国の核分裂性物質にも国際管理が及ぶということになるのであれば、単なる現状の追認をこえた一つの前進と言えます。

以上、簡単に昨今の核兵器に対する国際的規制を振り返ってきましたが、実は核を巡っては、そうした国際的な規制だけでなく、核兵器システムの維持管理を核保有国自身が責任を持って安全に行えるかどうか、という問題も非常に重要です。核問題のこの側面については、かつては多くが軍事機密の領域に属する事柄でしたが、冷戦終結後、米国と旧ソ連の双方で情報の公開が進むようになり、核廃棄物のお粗末な管理実態など、深刻な問題が次第に明るみに出はじめています。(一地方紙が追及した結果、米国政府は 1994 年、秘密裏になされた核分裂性物質の人体実験に関する情報の公開にも踏み切り、翌年の報告書で政府の補償責任を認めにいたりました。) 核兵器は、技術的性格上その被害が全世界に及ぶおそれがあるにも関わらず、兵器として少数の国家の管理の下にあります。このことは、主権国家の構成する国際システムに核兵器が登場して以来、つきまとっている矛盾なのです。

上に述べてきたことから、近年ようやく核兵器に対する国際的規制が、その制度化の進展という意味で一定の勢いを見せ始めたこと、さらに 1997 年の交渉の進展をしっかりと見守るべきだという

ことが、理解されると思います。冒頭で指摘した、冷戦期の核兵器をめぐる4つの問題、すなわち、想像を絶する破壊力の蓄積、臨戦態勢、維持管理における環境・人権の軽視、核保有国の少数エリートによる管理のいずれもが、未だ克服の途上にあります。核兵器の解体を進め、国際的な監視・支援のもとで安全に管理し、その際には地球環境保全・人権価値を優先させ、排他的なエリー

ト主義に陥らないプロフェッショナリズムのもとで公開の原則を追求する、という歩みは、まだ始まったばかりであり、その方向に向かう不断の努力が要請されていることを再確認できればと思います。

(本稿の内容は月刊誌『世界』臨時増刊号(第634号、1997年4月)所収の拙稿「核管理」に重なる部分がある。)